

広報 SHII-NO-KI

椎の木

No.195

4

April 2023

4月号



目黒の歳時記

目黒清掃工場 | 目黒区三田2-19-43

敷地面積 3 万㎡、1 日当りの焼却能力 600 トン、隣接する目黒区民センターに給熱配給をしている。西側は目黒川に面し、東側は緩衝緑地を挟んで住宅地と隣接する。

1991 年 3 月竣工から 32 年が経ち、老朽化に伴い 2023 年 3 月新工場として竣工。清掃工場の白いスマートな煙突の高さは約 150m、高々とそびえる煙突は区内のどこからでも見え、目黒のランドマークになっている。

※目黒法人会広報委員会では表紙用写真等を公募しています。次号は7月10日発行予定。

みんなで築こう豊かな社会
～輝く目黒～よき経営者の団体

公益社団法人
目黒法人会

<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>
E-mail:mg_info@tohoren.or.jp

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。

法人会
消費税期限内納付
推進運動



目黒法人会 HP
はこちらから

事務負担軽減?
補助金も?

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?

税負担軽減?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることが出来ます!

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!

事例

売上700万円(税額70万円) ※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶

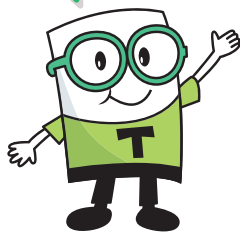
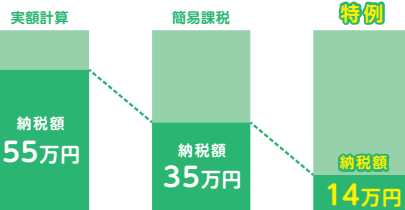
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶

70万円 - 35万円* = 35万円

※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる **売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけ** で、**簡単に申告書が作成** できるようになります!

また、**事前の届出も不要** で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

財務省
Ministry of Finance, JAPAN

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!

- 対象** 小規模事業者
- 補助上限** 50~200万円(補助率2/3以内)※一部の類型は3/4以内
▶ **100~250万円**(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)
- 補助対象** 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

- 対象** 中小企業・小規模事業者等
- 補助額** ITツール ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内) ※**下限額を撤廃**
PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象** ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

- 対象になる方** 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1~6月)の課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間** 令和5年10月1日~令和11年9月30日



すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!
振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方** すべての方
- 対象となる期間** 適用期限はありません。



すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで



■その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

0120-205-553 フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

目黒都税事務所からのお知らせ

4月から 固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

縦覧期間	令和5年4月3日(月)から6月30日(金)まで(土・日・休日を除く。)
縦覧時間	午前8時30分から午後5時まで
縦覧場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和5年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

(注) 納税通知書は6月1日(木)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP (縦覧について)



主税局 HP (本人確認方法について)

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納税ができます。
- 💡 スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



利用できるアプリ (令和5年4月1日時点)



注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

区役所だより

Meguro Riverside Park

FUNAIRI -BA

2023年4月

目黒川船入場広場が
生まれ変わります



4月下旬から、目黒川船入場は、ナカメエリアマネジメントによる公共空間利活用の本格運用が始まり、愛称を「FUNAIRI-BA(フナイリバ)」として生まれ変わります！

目黒区では目黒川船入場を、地域の皆さまにより一層活用してもらうため、ナカメエリアマネジメントに貸し出し、公民連携による新しい公共空間利活用にチャレンジしています。



hiroba

キッチンカーやトレーラーハウスが出店する街のフードコートと、マルシェやフリマなどさまざまなイベントが開催されるスペース



tatemono

川の資料館を活用したワークキングスペースと目黒川に関する展示スペースがオープン



ナカメエリア
マネジメント

ナカメエリアマネジメントは、町会や商店会等で組織する、中目黒駅周辺地区街づくり協議会を母体として2020年10月に設立したまちづくり活動団体です。

まちへの思いの愛称「なかめスタイル」に基づき、「みつける。かんがえる。こうどうする。」をモットーに地域主体のまちづくり活動を行っています。

ナカメエリアマネジメントによる
FUNAIRI-BAの詳細はこちら ⇒



目黒区の公共空間活用
(目黒川船入場)はこちら ⇒



アクセス



目黒区中目黒1-11-18
中目黒駅から徒歩5分

定期健康診断 費用は？賃金は？社員が拒否したら？

法律で事業主に義務付けられている健康診断には、「雇入れ時の健康診断」、年1回の「定期健康診断」、深夜業など「特定業務に従事する者の健康診断」、有害業務に従事する者の「特殊健康診断」などがあります。ここでは年1回の「定期健康診断」を取り上げます。



労働安全衛生法では、事業主に1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を実施することを義務付けています。会社の規模に関わらず、対象となる労働者が1人でもいる場合は必ず実施しなければなりません。

○パートタイマーにも健診が必要

定期健診の対象は「常時使用する労働者」です。常時使用する労働者とは次の両方を満たす者とされています。

- 無期契約の者または更新により1年以上雇用見込みの有期契約の者
- 週の所定労働時間が通常の労働者（正社員）の3/4以上である者（1/2以上である者に対しても実施する事が望ましい）

パートタイマーであっても1年以上雇用する予定があり、正社員の3/4以上の時間働いている場合は、定期健康診断を実施しなければなら

りません。

法律で義務付けられた健診を実施しない事業主には50万円以下の罰金が科せられます。

○健診の費用は会社負担

定期健診など法定の健康診断の費用については、行政通達において「会社が負担すべき」とされています。

ただし、会社の指定する健診機関ではなく、労働者が自分で選んだ健診機関で健康診断を受け、結果の証明書を会社に提出したような場合は、その費用まで会社が負担する義務はありません。また、法定の検査項目※以外に任意でオプション検査を追加した分についても会社が負担する義務はありません。

※定期健診など一般健康診断の場合、尿検査、貧血検査等11項目が法律で定められています。

○健康診断は保険の補助がある

定期健診には健康保険は適用されません。ただし協会けんぽでは、次のように一定年齢の人については、健診費用の補助をおこなっています。

- ◆生活習慣病予防健診
(被保険者と任意継続被保険者が対象)
・一般健診（定期健診）
…35～74歳
- ・付加健診（一般健診に検査項目追加）
…40歳および50歳
- ・乳ガン・子宮頸ガン検診
…40歳以上の偶数年齢の女性など
- ◆特定健康診査
(40～74歳の被扶養者が対象)

右欄のうち「一般健診」が、労働安全衛生法で義務付けられた定期健診の検査項目をカバーしています。

協会けんぽの補助による健康診断を受けるには、健診機関にその

旨を伝えて直接予約申込をします。以前は協会けんぽにも申し込む必要がありました。令和2年度より協会けんぽへの申込は不要となつていきます。健保組合の場合はそれぞれ異なる補助があります。



○再検査の費用は会社負担

定期健診後の再検査については、事業主の義務ではないため、会社が費用を負担する必要はありません。

しかし、労働安全衛生法では健康診断の結果、必要があるときは「適切な措置」を講ずるべきこと

を事業主に義務付けているので、再検査も「適切な措置」に含まれているとすれば、その費用を会社が負担するのが望ましいとも考えられます。

なお、再検査には健康保険が適用されます。

○健診の時間に賃金を支払わなければならないか

健診中の賃金について行政通達では、定期健診は業務遂行と関係ないため「労使協議して定めるべき」としながらも、「労働者の健康確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、その受診に要した時間の賃金を事業主が支払うことが望ましい」としています。実際、賃金支払いの対象となる労働時間として扱うのが一般的です。

これに対し、有害物質を扱う業務をおこなっている労働者などに受診させる「特殊健康診断」については、業務の遂行にからんで実施しなければならぬのですか

ら、受診時間は労働時間として扱う義務があります。

では、労働者が、会社の指定する健診機関以外で健康診断を受診した場合はどうでしょうか。この場合、受診時間を労働時間として扱う旨の就業規則の規定や合意がない限り、労働時間として取り扱う必要はありません。

○社員が健診を拒否するときは

法定の健康診断を受けさせることは事業主の義務であると同時に、労働者にも受診する義務があります。しかし、受診させない事業主には罰則があるのに対し、受診を拒否する労働者については法律上の罰則はありません。

ただ、過去の裁判例では、事業主は労働者に対し健康診断の受診命令を出すことができるとしています。命令に従わず健康診断を受けに行かない労働者に対しては就業規則等の定めにもとづき懲戒処分をおこなうことも認められています。

何度言っても健康診断を受けに行かないからといって放置しておく、その労働者の健康に問題が潜んでいて後で大きな病気に発展した場合、会社側の安全配慮義務違反が問われる可能性もあります。

何度も健康診断を受けるよう指導したのに労働者が拒否したという証拠を残しておくためにも、懲戒処分をおこなない、その記録を残しておく必要があるでしょう。

なお、労働者には「医師選択の自由」があります。必ずしも会社の指定する健診機関で健康診断を受けなければならないわけではなく、別の健診機関で健康診断を受け、その結果を事業主に提出してもよいとされています。

○社員が健診結果を会社に提出しないときは

会社には、社員の健診結果を保存する義務がありますし、健康に異常がある場合は医師等の意見をもとに就業場所を変更したり労働時間を短縮するなど必要な措置を講じる必要があります。

これらを実施するためには、本人あてに親展で健診結果が送られてきた場合、本人から会社へ結果を提出してもらわなければならない。



健診結果を会社に提出したくないという社員は、社内での健診結果の取り扱いに不安を感じているのかもしれない。

健康情報は個人情報の中でも特にセンシティブな情報ですから、取り扱いには細心の注意が必要です。担当者には守秘義務が課せられており、違反した場合は罰則もあります。社内での取り扱いをしっかりと整備し、労働者が安心して提出できるよう説明しましょう。それでも提出を拒否する場合は、

業務命令として健診結果の提出を指示し、業務命令違反で処分することも検討しなければなりません。

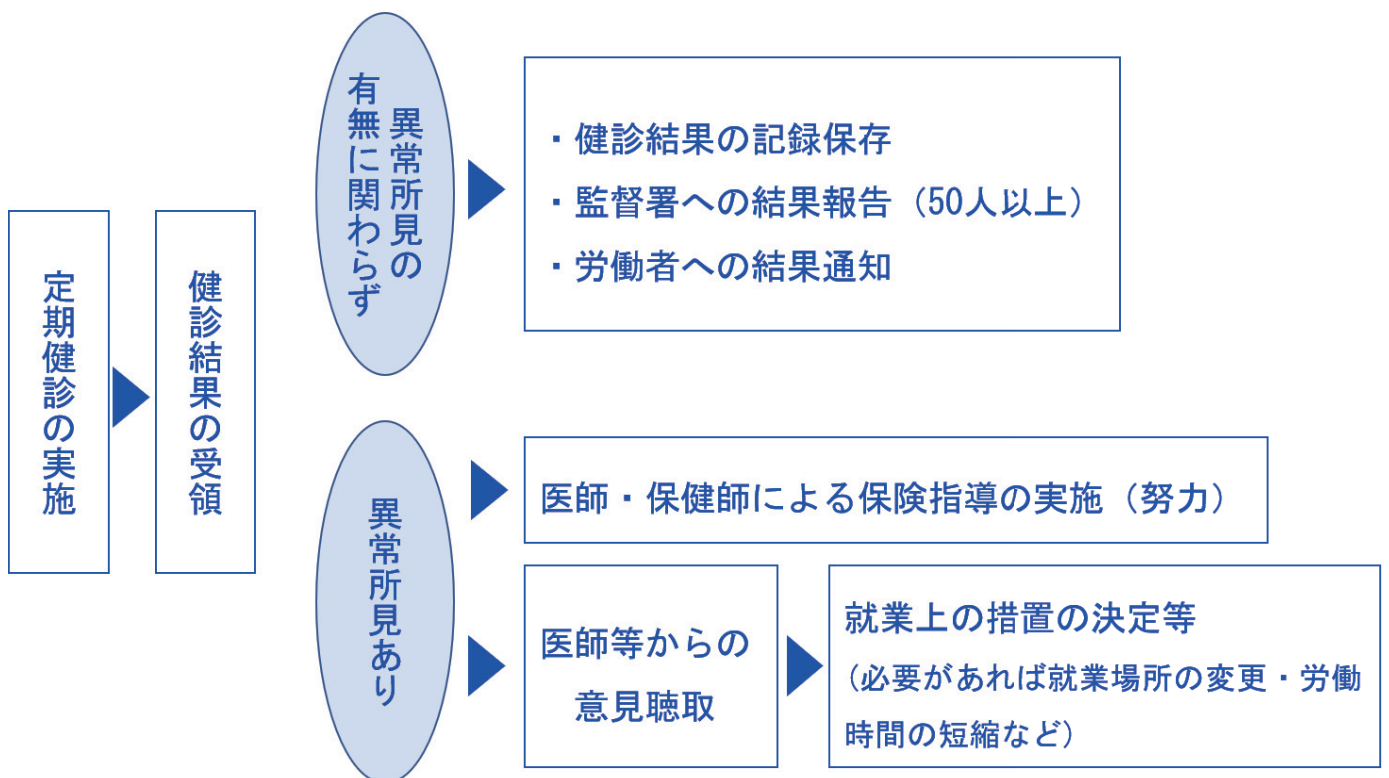
ただし、乳がん検査など、法定の項目にないものについては、結果を提出する義務はありません。

○健診を実施したら

厚生労働省では指針を定め、健康診断の実施後、事業主に次図のような事後措置をおこなうよう求めています。たとえば、異常の所見がある場合に医師からの意見聴取をおこない、必要に応じて労働時間を短縮するなどの措置です。

健康診断の目的は病気の早期発見です。せっかく体の異常が早期に発見できたとしても放っておいては健康診断をした意味がないのです。

健康診断の実施と事後措置の概要



マイナンバーカードと健康保険証 一体化について

政府主導で、マイナンバーカードの取得の推進がおこなわれています。健康保険証との一体化については関心も高く、主なポイントをみていきましょう。



○診療報酬は高くならない

マイナンバーカードと健康保険証を一体化しても、使える医療機関も少なく、従来の健康保険証よりも診療報酬が高くなるのではないかとという心配の声があります。これに対し政府は、保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダー等の設置を進めており、令和5年4月からは、すべての医療機

(表)



(裏)



○マイナンバーカードを紛失したら

マイナンバーカードを落としたり無くした場合、再発行までは保

関・薬局でマイナンバーカード保険証を利用できるようになると回答しています。また、マイナンバーカード保険証を利用した際、自己負担額が従来の保険証より高くなるといったことはないそうです。

○個人情報流出しない

マイナンバーカードから、そこに紐付けられた自分の個人情報が流出することはないのか、多くの方が心配するところです。これに対し政府は、個人情報を

見ることができるとは、それぞれの手続きをおこなう行政職員のみで、彼らも担当する業務に関する個人情報しか見ることができないため安心してほしいとしています。また、マイナンバーカードのICチップにはそもそも、税や年金、医療などに関する情報は記録されず、落としたりマイナンバーカードを取得した人がいても、本人以外は個人情報を引き出すことはできないようになっていきます。

健康エッセイ

加齢による脳機能の低下にストップ



株式会社 jast
会長 安田 祥子

Mother Tree —森の脳／ヒトの脳—

春を迎えて私たちは花々や木々の織りなす形式を愛で優しい風を感じるこのことができる日々を迎えました。

森林生態学者スザンヌ・シマード著「マザー・ツリー」の日本語訳が発売されました。著書の紹介欄に森林はインターネットであり、菌類は人の神経細胞のように機能する巨大な『脳』であると書かれています。著書をご一読いただければ森林を救うという概念からヒトは森林に救われると考える新しい発想の転換ができるかもしれません。



加齢で脳機能が低下するのではありませんか？

私たちヒトも脳に張り巡らされた約1000億個の神経細胞によって適切な情報の出し入れをしながら日々を過ごしています。けれど年齢を重ねると『単語がなかなか出てこない』『物忘れが酷くなった』などドキッとすることが増えてきませんか？

そうしたご心配に私は『若い方でも同じことがあります、年齢を重ねると反省する能力が向上しています』とお応えすることがあります。私たちが生まれた時にはたくさんさんの神経回路（道路を想定してください）を作りますが、不利用な道は通行止めとなり、頻繁に利用する道は徐々に高速道路へと進化していきます。

脳の神経回路を使えば使うほど走りやすい道になるのです。逆に

加齢に伴い不用な道は撤去され脳細胞は減り続けて萎縮していきます。但し、無駄を省いて必要な情報が効率よく伝達されているのかもしれないので過剰な心配は不要です。けれど、認知症などを心配しながら脳の老化を感じるの嬉しくありませんね。

脳機能の低下をストップさせましょう。

脳の老化をストップさせて一定程度若々しい脳機能を維持することは可能なのです。研究によればヒトの脳では一歩年齢に関係なく神経細胞が新たに作られることや脳は外部からの刺激によって変化する力があることが分かっていきます。刺激を与え続ければ脳の回路は伝達効率が上がり、速やかに情報を伝えてくれるようになります。

一方で脳を老化させてしまう要素もいくつかあります。喫煙、飲酒、肥満そしてストレスです。特にストレスによって放出されるコルチゾールは緊張状態を引き起

し慢性的にストレス状態が続くと記憶などを司る海馬が委縮してしまいます。

そしてその影響は思考を司る前頭前野や感情を司る扁桃体にまで及んでしまうのです。因みに持続的ストレスによってうつ病が発症するのも脳機能の低下に一因があると考えられています。ストレスは自分では気づきにくいこともありますので、十分な睡眠が撮れているかを目安にしておきましょう。

外部刺激による脳機能向上は自身が楽しいと感じられることを積極的になさることに尽きますので、今日は何かトキメクことを見つけてませんか？トキメキは脳の老化を防ぐ素敵なアイテムです。

(次回に続く)

株式会社 jast

jast健康相談室 お問い合わせ
jastロイヤルクラブ ☎03-6265-0263
jastファーストクラブ HP <http://www.jast1.jp>



第13回 通常総会 開催のご案内

日時：令和5年6月8日（木）午後4時～

場所：ホテル雅叙園東京

議事：令和4年度事業報告書・収支決算書承認の件
任期満了に伴う役員改選の件
令和5年度事業計画書・収支予算書報告の件

上記についてのお問合せ・申し込みは事務局へ

Tel 03-3712-9588 Fax 03-3712-8829 E-mail:mg_info@tohoren.or.jp



令和4年度 租税教室

駒場小学校

日付：令和4年6月16日

講師：松尾 勇貴 安藤 翔 及川 貴裕

アシスト：石田 浩嗣 岡村 勝也 松尾 勇貴
及川 貴裕 舘 義彦 安藤 翔



烏森小学校

日付：令和4年7月4日

講師：及川 貴裕 名取 潤

アシスト：名取 潤 高主 健司 及川 貴裕



八雲小学校

日付：令和4年9月2日

講師：安藤 翔 舘 義彦

アシスト：及川 貴裕 松尾 勇貴 高主 健司



不動小学校

日付：令和4年9月2日

講師：名取 潤 安藤 翔 舘 義彦

アシスト：落合 雅子 及川 貴裕 松尾 勇貴
中野 仁



油面小学校

日付：令和4年12月8日

講師：落合 雅子 舘 義彦 及川 貴裕

アシスト：及川 貴裕 舘 義彦 中野 仁
落合 雅子

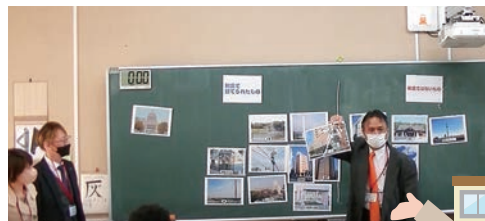


上目黒小学校

日付：令和5年2月8日

講師：舘 義彦 松尾 勇貴

アシスト：落合 雅子 石田 浩嗣 金井 優佳
安藤 翔



公益社団法人
目黒法人会会員



公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。



法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα: 大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)とAIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

渋谷支社/
東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)
TEL 03-5489-6800

AIG AIG損害保険株式会社

東京中央支店/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル14F)
TEL 03-6894-6010

F-2019-1007(2019年8月9日)
19-073021 2021-8